

## BSE 非発生国からのSRM輸入自粛指導について

米国におけるBSE発生を踏まえ、BSE非発生国で万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する観点から、検疫所において、輸入業者の同意を得て、SRMの輸入を控えてもらうよう指導を行っているところ(平成16年7月30日食安監発第0730003号)。輸入者への指導については、各検疫所において実施されているところであり、指導実績の報告を求めているため、統計資料を作成していない。

なお、平成20年12月1ヶ月間のBSE非発生国から輸入される牛肉等の輸入実績は下表のとおりであり、検疫所に照会したところ、オーストラリアの牛肉について、書類審査でせき柱の可能性がある部位の骨付き肉の届出(1件)について、現場検査を実施した結果、せき柱が確認されたため、輸入自粛を指導したとの報告があった。

| 国         | 届出件数  | 届出重量(t) |
|-----------|-------|---------|
| オーストラリア   | 3,323 | 35,217  |
| ニュー・ジーランド | 312   | 3,030   |
| メキシコ      | 219   | 999     |
| 中華人民共和国   | 52    | 540     |
| チリ        | 49    | 152     |
| ブラジル      | 31    | 378     |
| ニカラグア     | 30    | 37      |
| ヴァヌアツ共和国  | 10    | 68      |
| ノールウェイ    | 9     | 25      |
| パナマ       | 1     | 23      |
| ホンデュラス    | 1     | 24      |
| アルゼンチン    | —     | —       |
| コスタリカ     | —     | —       |
| ハンガリー     | —     | —       |

※数値は輸入食品監視支援システム(FAINS)による検索結果(速報値)